

第 8 回 議会改革推進特別委員会

令和 4 年 6 月 13 日 (月)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】

【事務局】 河上局長、下間書記

議 題

1 浜田市議会 BCP について

2 委員会代表質問について

3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

★浜田市議会 BCP（案） R040613 提示（5月24日の委員会意見を踏まえ）

- ①5月24日の委員会での意見を踏まえ、青書き部分を追記した
- ②「浜田市議会災害等対策支援本部設置要領」を作成すると、BCPに反映しやすいため、まずは10ページの要領を作成するために委員会で意見をもらう

目次

- 1 必要性及び目的
- 2 議会の役割
- 3 議長の役割
- 4 議員の役割
- 5 議会と市の関係
- 6 想定する災害
- 7 議会支援本部の組織と所掌事務等

- ①大津市議会と倉敷市議会のBCPを参考に作成
- ②内容の順番について、最近BCPを作成した倉敷や長浜等は「目的」の次に「想定する災害」を入れている。早い段階でBCPを作成されていた大津、芽室は「目的」、「議会や議員等の役割」の後に「想定する災害」を入れている→案は大津を参考にした
- ③大津には、「議長の役割」の項目はなし

※以下の項目は未作成(項目をどう設定するか要検討)

↓倉敷市議会 BCP

- 8 災害発生時の行動俯瞰図
- 9 災害発生時・災害対応の具体的行動
- 10 災害発生後・災害対応の具体的行動
- 11 災害時の連絡
- 12 災害時の議案審議継続に向けた行動
- 13 その他
 - (1) 審議を継続するための環境整備
 - ア 議場等の代替施設
 - イ 通信環境
 - ウ 備品
 - (2) 災害対策基本条例との関係
 - (3) 防災訓練
 - (4) 議会BCPの見直し
 - ア 議会BCPの見直しの必要性
 - イ 議会BCPの見直し体制

↓大津市市議会 BCP

- 8 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準
 - (1) 業務継続（安否確認）体制の構築
 - (2) 行動時期に応じた活動内容の整理
 - (3) 審議を継続するための環境の整理
 - (4) 情報の的確な収集
- 9 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準
 - (1) 感染症に係る発生段階別の考え方
 - (2) 業務継続（感染防止）体制の構築
 - (3) 行動時期に応じた活動内容の整理
 - (4) 審議を継続するための環境の整理
 - (5) 情報の的確な収集・発信
 - (6) 議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等
 - (7) 新型コロナウイルス感染症の感染期における議会運営等
- 10. 議会局における業務継続のための業務仕分け
- 11. 議会の防災計画と防災訓練
- 12. 計画の運用
- 13. 計画の体系図

1 必要性及び目的

- ・中段に浜田市での過去の死者が出た豪雨災害について触れた。さらに加えるか？
⇒青書部分のとおり追記した
- ・議会基本条例の危機管理等の条文を参考に挿入した（他市の事例参考）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に業務継続計画（以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、二元代表制の一翼である議会においても、市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自の議会BCPの策定の動きが広がっているところである。

令和 2 年 1 月には、国内で初めて新型コロナウイルス感染症による感染者が確認され、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、議事・議決機関である市議会の活動が一定制限され得る事態となり、全国の市議会において、さらに議会BCP策定の必要性に拍車をかけたところである。

また、本市においては、明治 5 年 3 月 14 日（旧暦明治 5 年 2 月 6 日）に浜田市沖でマグニチュード 7.1 の大地震の発生（浜田地震）や昭和 58 年 7 月 23 日及び昭和 63 年 7 月 15 日に発生した集中豪雨災害により、甚大な被害を経験しており、いつ起こるかもしれない様々な大規模災害に備え、議会として、また議員としての行動指針が必要である。

これらのことから、大規模災害や感染症拡大などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた浜田市議会BCP（業務継続計画）（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

※浜田市議会基本条例

（危機管理）

第 5 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う

2 議会の役割

- ①先に（案）浜田市議会災害等対策支援本部設置要領をつくりあげると、この役割部分も整理できる。⇔ 整合性をとることが重要
- ②感染症対策の文言を追記した

(1) 議事・議決機関としての役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害や感染症等の発生、拡大による非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない。そのため、様々な災害等の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。

(2) 災害等対策支援にかかる役割

議会は、災害時はもとより、復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものであり、特に次の事項に留意することとする。

- ① 本BCPが対象とする災害等が発生、又は予測され、議長が必要と認めるとき、浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置し、議会が一体となり市民の安全安心の確保のため、災害復旧や感染症対策に向けた体制を整え、市が迅速かつ適切な対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 市の応急活動等が迅速に実施されるよう、議会支援本部は、議員から提供された被災状況や市民の要望等を整理し、浜田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に情報提供する。また、市対策本部の災害情報や災害対応状況等の情報を収集し、議員に提供する。
- ③ 災害対応状況や市民の要望を踏まえ、議会支援本部で調整の上、市対策本部に対して必要な提言、要望等を行う。また、市対策本部と連携・協力し、必要に打応じて国・県その他関係機関に対して、要望等を行う。
- ④ 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、市民の要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、政策提案していく。

3 議長の役割

- ①大津には「議長の役割」の項目はなし
- ②議長の役割の項目を入れるなら、議事・議決機関としての機能を継続する際の議長の役割を追記した方がよいか？

(1) 議長は、本BCPが対象とする災害が発生、又は本BCPが対象とする災害の発生が予測され、必要と認めるとき、議会支援本部を設置し、災害対応に係る業務を統括する。

(2) 市議会支援本部において、議長（本部長）に事故あるときは、副議長（副本部長）が、副議長（副本部長）にも事故あるときは、本部員のうち年長者がその職務を代理する。

4 議員の役割

- ①先に（案）浜田市議会災害等対策支援本部設置要領をつくりあげると、この部分も整理できる。⇔ 整合性をとることが重要
- ②合議制の議会を構成する者として、議員は自らの安全安心の確保も重要な視点であるため、青書き部分を追記した

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

このため、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものであり、特に次の事項に留意することとする。

なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう議員自らの安全確保に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 被災地の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- (2) 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、被災状況や市民の要望等の情報を市議会支援本部に提供する。
- (3) 市議会支援本部を通じ把握した災害情報や災害対応状況等を市民に提供する。
- (4) 復旧・復興に向け、必要な予算等を調査・研究するとともに、市民の要望等を踏まえ、復旧・復興がより迅速に進むよう情報収集と政策提案に向けた検討を進める。
- (5) 議員の消防団等における活動については、災害時における議員の役割や活動と競合することが想定されるところであるが、本BCPの定める議員の役割や活動を優先するものとする。

5 議会と市の関係

災害等の初期段階においては、市は被災情報の収集、感染状況の把握や応急対応業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう議会は十分な配慮が必要である。

一方、災害時において、議会は議事機関としての役割を果たすため、正確な情報を迅速に収集し、チェックを行うことが必要である。

よって、議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害等の情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え、対応にあたる必要がある。

このため、議会においては、市対策本部の設置後、速やかに議会支援本部を設置する。

※議会と市の関係を図式化するか？



※市との連携・協力体制を補完するため、市対策本部の会議に議会事務局長が出席する。

6 想定する災害

・ 文案は大津市を参考

議会の対象とする災害は、次のとおりとする。

これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、**浜田市地域防災計画**における**浜田市災害対策本部**（以下、「**市災害対策本部**」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

- ①想定する災害は**浜田市業務継続計画（平成 30 年 8 月）**と**浜田市地域防災計画**を参考にすべきか？下記の青字は地域防災計画から市の対策本部が設置される場合を抜粋
- ・ 市業務継続計画の想定される災害は限定的な記載しかない（5 ページ）
 - ・ 地域防災計画（震災編 97 ページ）
 - ・ 地域防災計画（風水害対策編 185 ページ）
- ②それによつては、下記の表に修正の必要がある？
- ③現状では、議会の災害対策支援本部は、市の災害対策本部会議が設置された場合に設置することができる規定
- ④下記表は倉敷を参考にし、大津にならい感染症の覧を新たに設けた（倉敷はその他に入れ込んでいた）

災害種別	災害内容
地震	1 市内の地域で震度 5 弱以上の地震を観測したとき 2 南海トラフ巨大地震又は当該地震と判断されうる規模の地震が発生したとき 3 島根県西部に津波警報が発表されたとき
風水害	1 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪の警報又は特別警報が発表され、 <u>大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき</u> 2 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、 <u>特に災害応急対策を実施する必要があるとき</u> 1 土砂災害警戒情報が発表され、災害発生の危険が極めて増大したとき 2 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき 3 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき
感染症	治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	上記のほか、大規模火災・爆発、その他重大な災害や多数の死傷者を伴う重大な事故、市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合又はその恐れのあるとき

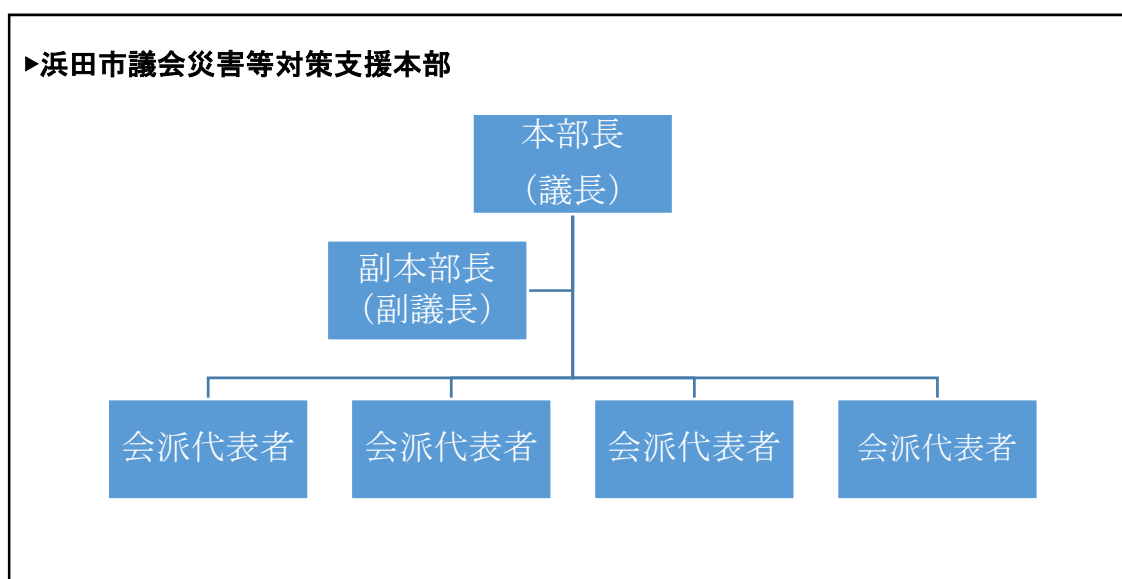
7 議会支援本部の組織と所掌事務等

議会支援本部の組織及び所掌事務等は以下のとおりとし、詳細は、浜田市議会災害等対策支援本部設置要領に定めるものとする。

(1) 組織

議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。
- (2) 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。
- (4) 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、本部員のうち年長者がその職務を代理する。
- (5) 本部員に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。



5月24日の特別委員会での意見を踏まえ、上記の(4)、(5)を追加した

(2) 所掌事務

- (1) 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3) 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の状況把握を行うこと。
- (5) 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- (6) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (7) 浜田市議会 BCP の見直しに関すること。
- (8) その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

①先に(案)浜田市議会災害等対策支援本部設置要領をつくりあげると、この部分も整理できる。⇔ 整合性をとることが重要

①「必要に応じて市災害対策本部への提言、要望等を行うこと。」を加える？(倉敷あり)

②「浜田市議会 BCP の見直しに関すること。」を加える？(倉敷あり)

★先に（案）浜田市議会災害等対策支援本部設置要領をつくりあげると、BCPの他の部分も整理できる。⇔ 整合性をとることが重要

①下記は、5月24日の特別委員会での意見を踏まえ、現状ある二つの要領を一本化した案

②新規で作成するため、委員会で内容について検討が必要

（案）浜田市議会災害等対策支援本部設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき設置する浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、浜田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携、協力し、災害対策等の支援をするとともに、**議会が一体となり、市民の安全安心の確保に尽力することを目的とする。**

（その他の案1）議会として適切な対応を図ることを目的とする。

（その他の案2）災害等の対応に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 議長は、次の場合に議会支援本部を設置することができる。

(1) 地震や水害等の災害や感染症等の発生、拡大（以下「災害等」という。）により、市対策本部が設置されたとき

(2) その他議長が必要と認めるとき

2 災害等の状況により議会支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

（組織）

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、本部員のうち年長者がその職務を代理する。

6 本部員に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

（所掌事務）

第4条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。

(3) 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。

(4) 被災地及び避難所等の状況把握を行うこと。

- (5) 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- (6) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (7) **浜田市議会 BCP の見直しに関すること。**
- (8) その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

「所掌事務」の内容を検討し、追記修正する必要あり ※下記は他市の事例

- ①必要に応じて市対策本部への提言、要望等を行うこと
- ②浜田市議会 BCP の見直しに関すること
- ③被災地及び避難所等の状況調査に関すること
- ④避難所等における自治会、自主防災組織直に対する支援及び協力に関すること
- ⑤被災者等からの相談及び助言に関すること など

(議員の任務)

第5条 議会支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行するよう努めるものとする。なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう**議員自らの安全確保**に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 自らの安否や居場所等又は感染状況及び連絡先を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、各地域における被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言を行うこと。

「議員の任務」の内容を検討し、追記修正する必要あり。

- ①議員自らの安全安心の確保について追記した
- ②第4条の所掌事務との整合性も必要

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は議会支援本部事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や災害等の情報の整理など、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

※以下の項目は未作成(項目をどう設定するか要検討)

下記は倉敷市議会 BCP の記載例

8 災害発生時の行動俯瞰図

※図式化するか？

9 災害発生時・災害対応の具体的行動

【ケース 1】本会議中に発生した場合

※図式化するか？

【ケース 2】本会議閉会中に発生した場合（休日・夜間）

※図式化するか？

10 災害発生後・災害対応の具体的行動

【発災 2 日～1、2 週間】

※図式化するか？

【発災 2 週間以降】

※図式化するか？

11 災害時の連絡

●議会支援本部の設置

本BCPが対象とする災害が発生、又は本BCPが対象とする災害の発生が予測され、議会支援本部が設置されたときは、議員へ設置された旨の連絡を行う。

●安否確認

安否確認メールでの確認事項
議員と家族の安否状況
議員の居宅の被害状況
議員の所在地
議員の連絡先
議員の参集の可否

●災害情報

議会支援本部からの災害情報は、適宜議員へ情報提供を行う

いずれも議会事務局パソコン（発信元:gikai@city.hamada.lg.jp）から議員指定のメールアドレスへメールにて一斉送信する。
安否確認において、返信がない場合は、議員の携帯電話や固定電話に連絡し、確認を行う。
なお、今後タブレット端末を活用し、LINE やフェイスタイムなど SNS の使用も検討していく。

議員からの地域の被災状況や被災者の要望等の情報提供は、議会事務局代表メール（gikai@city.hamada.lg.jp）への送付を原則とする。

やむを得ない場合（緊急の場合やメールの使用が制限されている場合）は、
議会事務局 電話 0855-25-9800 へ連絡

F A X 0855-22-6765

12 災害時の議案審議継続に向けた行動

【ケース1】定例会議開会前又は閉会後に発生した場合

※図式化するか？

【ケース2】定例会議開会中に発生した場合

※図式化するか？

13 その他

(1) 審議を継続するための環境整備

ア 議場等の代替施設

議場、委員会室等がある本庁舎が使用できなくなった場合は、代替施設を確保する必要がある。市が代替庁舎を特定した場合は、その庁舎周辺の下記の公共施設を市議会代替候補施設とし、今後、市や施設管理者と協議を進めていく。

イ 通信環境

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話やFAXの代替えとなるSNS活用などの新たな情報伝達手段を検討する。ウ 備品

災害対応にあたる議員及び職員が、最低限72時間（3日間）分の水、食料、簡易トイレ、衛生用品及び毛布等の備蓄品を備える必要がある。

(2) 災害対策基本条例との関係

災害に対し、これまで以上に意識の高揚を図り、被害を最小限にとどめるため、市や市民、地域コミュニティ、事業者等が相互に連携し、協力を図りながら、災害対策に取り組んでいく必要があることから議員発議で災害対策基本条例を制定したところである。

一方、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会、議員等の役割を明確にしたところであり、今後、災害対策基本条例に議会の責務の条を追加するなど、条例改正について検討していく必要がある。

(3) 防災訓練

本BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員と議会事務局職員の参加する防災訓練等を定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図るとともに市の総合防災訓練に参加し、市災害対策本部と市議会災害対策会議の連携・連絡体制を確認する。

(4) 議会BCPの見直し

ア 議会BCPの見直しの必要性

災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化や防災訓練の実施等により新たな課題が明確となり、手順や内容に変更が生じた場合などにおいては、本BCPに適切に反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に見直しを行うものとする。

イ 議会BCPの見直しの体制

本BCPの見直しは、議会策支援本部において行うものとする。

「委員会代表質問」実施要領（修正1：案）

1. 導入目的

常任委員会の専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、常任委員会を所管する市の一般事務について、常任委員会を代表する議員（委員）が当該委員会での意思統一（全会一致）を図ったものについて、質問することができる委員会代表質問を導入する。

なお、委員会代表質問は個人一般質問と同様に、会議規則第59条にある一般質問の位置づけとする。

2. 実施の方法

項目	内容
(1) 実施の時期	各定例会議の個人一般質問を行う前に実施することができるものとする。なお、各常任委員会が同じ定例会議において委員会代表質問を行う場合は、総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会の順に行うものとする。
(2) 質問の内容	常任委員会が所管する市の一般事務や将来に対する方針について、当該委員会の調査・研究にもとづき、委員会の意思統一（全会一致）を図ったものについて、当該委員会を代表する議員（委員）が質問することができる。
(3) 対象委員会	常任委員会（予算決算委員会及び議会広報広聴委員会を除く。）
(4) 質問の通告	①個人一般質問の通告期限と同様とする。 ②通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、委員長が議長に提出する。 ③記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。
(5) 質問の時間・方法	①質問は、持ち時間制とし、個人一般質問と同様に、一定例会議ごとに30分とする。なお、質問の持ち時間は答弁を含まない。 ②質問の回数に制限はない。 ③質問は、委員会を代表する議員（委員）が質問席において、一問一答で行う。
(6) 答弁の方法	長の答弁及びその他の行政委員会代表者等の答弁は自席とする。
(7) その他	①委員会代表質問を行う議員（委員）は、 個人一般質問の通告を行わないこととする。 個人一般質問をすることができる。 ②なお、委員会代表質問を行う委員会に所属する議員（委員）が個人一般質問の通告を行う場合は、所属する委員会の委員会代表質問と重複しない質問内容でなければならない。

(3) 対象委員会について

特別委員会を入れる場合、特別委員会には所管事務調査という概念がないため、導入目的の修正が必要

【導入目的の修正案】

~~委員会の常任委員会の専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の~~政策立案及び政策提案を積極的に行うため、~~常任委員会を所管する~~市の一般事務について、~~常任~~委員会を代表する議員（委員）が当該委員会での意思統一（全会一致）を図ったものについて、質問することができる委員会代表質問を導入する。（この場合の委員会には、特別委員会も含む。）

なお、委員会代表質問は個人一般質問と同様に、会議規則第 59 条にある一般質問の位置づけとする。

◆地方自治法

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

※所管事務調査権は、常任委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る特異な権限である。所管事務調査は、常任委員会及び議会運営委員会が有する権限で、特別委員会には有しない。（地方議会運営辞典引用）

【参考例】

●岐阜県可児市議会

・常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

●愛知県岩倉市議会

・常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。

●長野県大町市議会

・常任委員会を代表する議員は、本会議において、議長の許可を得て、所管する市の一般事務について質問することができる。